

〈論文〉

## 排除から抱擁へ、あるいは急進から穏健、保守へ —イングランド啓蒙思想史への序章—

田中 秀夫

**要旨** スコットランド啓蒙に比べてイングランド啓蒙は研究者の間で合意がない。世界で最初に近代化を実現したイングランドに啓蒙がなかったはずはないが、イングランド啓蒙の語は、かつては使われなかった。今日有力な説はジョン・ポーコックの18世紀後半のイングランドの保守的啓蒙説である。しかし、17世紀にも18世紀にも時代を切り開く急進的な思想がイングランドには登場したし、啓蒙思想的要素は見られた。本稿はイングランドと大ブリテンの歴史と思想を振り返って、1690年代のロックと弟子たちの時代にイングランド啓蒙を見出そうとする試みである。

**キーワード** イングランド啓蒙, オーガスタン時代, 1690年代, ロック, トランド, シャーフツベリ, 言論出版の自由, 寛容

### はじめに

本稿は、2017年11月5日に京都大学（法経本館）で行われた社会思想史学会セッション「啓蒙の遺産—寛容・穏健・包括性」<sup>1)</sup>の「報告1 大ブリテンの場合」として筆者が行った報告を基に、大幅に加筆修正したものである。筆者の報告には生越利昭氏（兵庫県立大学名誉教授）から以下の3点のコメントがあった。

「第一に、「寛容・穏健・包括性」の具体的表現をどこに見出すか？「寛容」の展開は、世界の合理的解明、旧秩序からの個人の解放、物質的自立という啓蒙の内実とも関連し、個人の解放を基盤とした「欲望の肯定」、「社会的自由」、個人の内面的自立を保障する「良心の自由」や「信仰の自由」という形で表現され、これに対する抑圧への抵抗と不可分の関係にある。

第二に、イギリスにおける啓蒙の起点をどこに求めるか？「個人解放」と「自由」の明確な

主張は、レヴェラーズによる「不可侵の自然権（プロパティ）」（「良心の自由」や「言論・出版・集会の自由」を含む）に見られる。ただし、ポーコックのように、理神論を啓蒙の起点とみならず見解もある。

第三に、宗教的寛容と国家体制との関連をどのように考えたらいいか？ 寛容は本来、個人的信条・自由の容認であり、国家の枠を超えた普遍的なものだが、イギリスにおいては、国家と教会の一体化を図る国教会体制の下で、寛容は共同体秩序維持のために常に制約されてきた。この制約を突破できない限り、啓蒙には限界があるのではないか<sup>2)</sup>。」

第一点は、17、18世紀のイングランド、大ブリテンの歴史の展開のなかで、漸次、獲得されていったとしか言えないのではないかと筆者は考えている。まずウィリアム3世が承認した1689年の「権利宣言」がある。その後の、1695年の言論出版の自由の確保、非国教徒への寛容、勤労の精神の定着と商工業（Arts and Industry）の発展による生活水準の向上、識字率の上昇、種痘などの医療の発展、治安警察の導入、郵便制度や道路の改良、運河網の整備、図書館の増加、芸術と娯楽の充実と多様化などが相まって、より柔軟で社会的な社会の形成につながっていったのではないと思われる。

以下の本文でヴォルテールを引用しているが、『哲学書簡』でヴォルテールはイングランド、ないし大ブリテンにおいて、不完全ながら「寛容・穏健・包括性」の相互連関が成立したことを基本的に掴んでいるのではないと思われる。それは実現したものとしては必然に見えるが、人々の努力の結果であったという意味で、偶然や幸運が大いに関係していると理解しなければならないと思われる。

第二の、イングランドにおける啓蒙の起点をどこに求めるかについては、これを具体的に特定の人物や著作などを挙げて限定することは、かなり困難なように思われる。しかし、ロックの著作（『人間知性論』、『統治二論』、『寛容書簡』）の刊行に求めるといのがありうる見解かもしれない。そしてこれは常識的な意味で通説かもしれない。理性的人間像、所有権の勤労への基礎づけ、同意による立法、司法、行政（連合権＝外交）の立ち上げと、議会政治、宗教的寛容、教育の重視など、ロックには啓蒙思想の多くの要素が揃っている。さらに遡ってレヴェラーズとか理神論とかに限定できるかという、それはいささか疑問に思われる。ベーコンとベーコン主義にも知を頼みとする——「知は力なり」——点で啓蒙の要素はあるが、啓蒙の源泉の一つと見るのが妥当だろう。ロッカー人に絞るのは無理があるとしても、本格的な啓蒙の時代の起点は名誉革命とその直後の1690年代に求めてもよいのではないかとというのが、現在の筆者の見解である。

その理由は、ロック、シドニー、モールズワース、フレッチャー、モイル、トレンチャード、ケンブリッジ・プラトニスト、シャーフツベリ、トランドやコリンズ、ティンダルなどの理神論者の活躍、ボイル・レクチャー、常備軍論論争（1697～8年）、議会政治（議会における国王、国民代表による国政運営、国民主権）、出版検閲制の廃止（1695年）、および文書戦争など

がこの時代に集中しているからである。国教会派の「キリスト教知識普及協会」(Society for Promoting Christian Knowledge)が慈善学校を設けて、読み書き算数を教えるべく発足したのも1698年のことであった。

非国教徒学院(Dissenting Academy)は、王政復古時代から二、三始まっており、有名なのはリチャード・フラン克蘭ド(Richard Frankland, M.A. ケンブリッジ・クライスト・カレッジ出身)によるラスメル学院(Rathmell Academy)やニューウイントン学院(Newington Academy)などであるが、名誉革命後にははるかに多数が設立されている。

国王で言うと、ウィリアム3世とメアリ2世の共同統治時代ということになる。アン女王時代まで入れると、議会報道(『大ブリテンの政治状態』1711年〜)が始まり、デフォー、スウィフト、アディソン、スティール、マンデヴィル、パークリーなどが入ってくる。多数の新聞と定期刊行物が出始めたのもこの時代である。

第三点は指摘された通りで、イングランド啓蒙の限界を認めなければならない。寛容がどの程度実現しているかというのは、原理問題である以上に程度問題であって、18世紀前半まではオランダが進んでいて、おおよそのところアメリカ、イングランド、スコットランド、フランスの順と見なしてよいだろう。思想信条の自由は自然権(自然法)と共に普遍的な原理であるが、国家はまずは現状維持を存在理由とするから、基本的に異論派(反体制派)に対して不寛容であり、思想信条の自由を制約し、国家や権力者に盾つく思想に危険思想というレッテルを張って抑圧し、危険思想の主唱者である思想家を国家反逆罪(High Treason)で排除(監視、逮捕、監禁、追放、殺害)する。寛容は普遍的な原理であるが、国家教会制のもとにあった18世紀イングランド、大ブリテンは寛容な社会であったとはいえ、社会秩序維持のために依然として寛容は制約されていた。したがって、イングランド啓蒙に限界があることは言うまでもない。

近代国家は、市民ないし被治者が自己保存、すなわち安全な生活を営むために、合意によって設立した相互安全装置としてのインフラストラクチャー(公共財)である、という理解を提出したのはホブズであり、ロックであった。彼らにはインフラストラクチャーという言葉はないが、それにほぼ等しいことを主張していると思われる。立法、行政・外交、司法は国民=市民の安全な生活を可能とするために必要・不可欠な公的業務(Public Office)であるから、確かにインフラストラクチャーである。

ホブズはこのインフラを最高権として不可分一体のものでなければならぬと見なし、この観点から絶対主権(Absolute Sovereign)の概念で語っているが、ロックは絶対主権には反対で、逆に、権力分立、三権の牽制と均衡(Check and Balance, Check and Control)を語っている。それは圧政を排除するためにほかならない。ロックにあつては法を制定する立法部は最高権力であるが、これは国民の信託、すなわち信頼(Trust)によって構成されねばならず、信託が失われた時には、解散され(Resistance)、再選出によって再信託されねばならぬとなっている。三権が癒着する場合は、抵抗権ないし革命権(Appeal to the Heaven)の出番となる。

このインフラが機能するためには、命令系統を備えた階層的な組織をもたねばならない。その担い手は具体的な個々の人間であるから、役人は、組織の位階制に従って、大小の段階的な権力を掌握して職務を遂行する。公職は、もとは名望家層の役目 (*noblesse oblige*) であったが、社会が大きくなるにつれて、担い手の官僚も多数必要となり、中流階層から雇われて官僚・役人が調達されるようになる。彼らは責任も負うが、報酬も受けることになる。そうすると権力欲が動機となって越権行為を引き起こし、腐敗政治が起ることにもなる。したがって、国民は抵抗権を留保する必要がある。

自然法思想の継承の上に立って、ホッブズ、ロックが展開した社会契約思想<sup>3)</sup>による国家 (*Republic, Commonwealth, Body Politic, Civil Society, Civitas*) とはそういうものである。彼らは、国家による国家の征服、すなわち征服国家という経験的事実を知っているから、事実上 (*de fact*) の国家について支配階級 (支配民族) による被支配階級 (被支配民族) の抑圧装置という階級国家認識 (帝国認識) をもたなかったわけではないが、しかしながら、法哲学的な一般理論として、生存を目的とする被治者の同意に基づく権力装置としての国家という機能的な概念を前面に押し出したのである。その理由は、内外の騒乱に対して国家単位で秩序を維持することが是非とも必要であったからにほかならない。そうする以外に階級や職業あるいは民族的、宗派的、あるいは思想的な対立、利害の対立を乗り越えることができなかったからだと思われる。

それでは以下において、イングランドと大ブリテンの政治史と思想史を改めて鳥瞰的に回顧して、イングランド啓蒙をどう考えればよいか、検討してみたい。

## 1 ヴォルテールのみたイギリス

ヴォルテールが『哲学書簡』 (*Lettres Philosophiques*, 1734)、別名『イギリス便り』 (*Letters Concerning the English Nation*, 1733)<sup>4)</sup> で、イギリス (イングランド) の信仰の自由を賛美したことはよく知られている。しかし、彼はイギリスでは立身出世するため、あるいは公職に就くためには、国教徒、すなわち監督教会派でなければならないので、大多数は国教徒となるから、非国教徒は人口の20分の1にも満たないと指摘している<sup>5)</sup>。名誉革命後に実現した寛容は、イングランドの自由の一要素として、議会政治と共に大陸で羨望的となったが、限定的寛容であった。ロックは寛容の範囲から無神論者とカトリックを排除したが、イングランドが寛容令で容認した宗派はもっと狭かった。しかし、それでも、オランダは別として、イングランドの寛容は先駆的であった。それは自然現象ではもとよりなく、名誉革命を実現し、より自由な社会を創ろうとしたイングランドの国民 (市民) の努力の賜物であった。

『イギリス便り』は24信からなっているが、最初の4信はクエーカー教徒について論じ、第5信がイギリス国教、第6信が長老派、第7信は「ソキニウス派、またはア rius 派、または反三位一体派について」となっていて、ここまでは宗派論である。以下、議会、政治、商業、種

痘、と続く<sup>6)</sup>。

イギリスは宗派の国である。イギリス人は自由な人間として 己の好む道を通して天国へ行く<sup>7)</sup>。

ためしにロンドン取引所に入ってみたまえ。これはそこらあたりにざらにある法院なんぞよりずっと尊ぶべき場所だが、あなたの目にされるものといえば、人間の利得のために万国の代表者たちが蝟集している光景だ。そこでは、ユダヤ教徒、マホメット教徒、そしてキリスト教徒が、まるで同じ宗旨の人間のようにお互い同士を扱っていて、異教徒よばわりするのは破産なんかする奴に対してだけだ。そこでは、長老派が再洗礼派に信用を与え、国教派がクエーカー派の約定を納れたりする。そしてこのなごやかな自由な寄り合いを出た途端、ある者はシナゴグに行き、他の者は飲みに行く。・・・みんなめでたし、めでたしである。

もしもイギリスに宗旨が一つしかなかったならば、その専横は恐るべきものがあるろう。もしも二つしかなかったならば、お互いに喉笛を切り合っただろう。しかしここには30からもの宗旨があるので、みんな仲良く安穩に暮らしている<sup>8)</sup>。

クエーカーは絶対平和主義、すなわち非戦論で知られる。彼らは武器を持たなかった。ヴォルテールはクエーカーのユニークさを指摘している。彼らは洗礼を重視せず、聖体拝領をしない。戦争に出ない。彼らの教祖はジョージ・フォックスというレスターの絹織物職人の倅で、1642年（1649年が正しいらしい）に教えを説き始めた。彼は戦争と聖職者反対を叫んだために、治安判事によって精神病院に送られ、鞭打ちの刑に処されたが、鞭打ち人はフォックスの福音に説得され弟子になってしまった。クロムウェルの兵士も彼に帰依した。クロムウェルは彼らを買収できなかった。

ロバート・バークリーが1675年に『クエーカー教徒の弁明』をチャールズ2世に献上した。献上文で宮廷の追従者に耳を貸さず、良心の声を聞くようにと書いているが、それによって迫害が止んだ。やがてクエーカーとなったウィリアム・ペンがチャールズ2世からアメリカに広大な土地を獲得し、ペンシルヴァニアと名付け、フィラデルフィアという町を建設した。町は平和なクエーカーによって繁栄している。ペンはアメリカで信教の自由を樹立したが、イギリスの諸宗派はウィリアム3世とその議会から信教の自由を受け取った。このようにヴォルテールは記した<sup>9)</sup>。

ヴォルテールの観察は、現代から振り返れば、細かな点で疑問もあるろうが、大局的には当時のイングランド、あるいは大ブリテンの特質を見事に捉えているように思われる。

## 2 チューダー-国家教会制からステュアート絶対主義へ

### チューダー人文主義

チューダー朝が寛容な時代であったかという点、もちろんそうではない。確かにイタリア起源のルネサンスが北の島国にも伝播し、人文主義の華が開いて、学問・芸術においてシェークスピアやトマス・モア、サー・トマス・スミス、そしてフランシス・ベーコンなどが登場し活躍した。しかしこのような人文主義のすそ野は狭く、国民の知的向上にさほど貢献はしなかった。民主主義の力は弱かった。国家は依然として家産制国家であって、国王の権威・権限はこの時代には絶対的で、顧問官といえども、独裁者の国王に盾つくことは許されなかった。

『ユートピア』の著者で大法官でもあったカトリックのモアは、国王ヘンリ8世の離婚に反対したために、反逆罪で処刑された。反逆者はロンドン塔の反逆者の門を通して収監される慣例であった。離婚問題がきっかけとなって、絶対君主ヘンリ8世はローマ・カトリック教会から独立すると宣言し（イングランド首長法）、イングランド国教会を設立して国家教会制（Church and State）へと舵を切った。そこには大義など存在しなかった。

ヘンリを継承したエリザベス1世は絶対主義を強化し、スペインと海洋支配を争った。1588年に無敵艦隊を撃破したイングランドは、東インド会社（1600年）を設立して、オランダと海洋の覇権を争い、ウォルター・ローリーの提案で1607年にヴァージニアに植民地を獲得する。1563年の徒弟条例と1601年の救貧法は、封建社会の解体と囲い込みで発生した浮浪者を労働力に転化するという政策であった。ワーク・ハウスを設けて強制労働につかせたのである。イングランドと比べると、農業大国フランスは海洋進出に後れをとった。「羊が人間を食う」とモアが形容したように、貧農を土地から駆逐するエンクロージャーを進めたイングランドでは、ますます牧羊が盛んとなり、毛織物工業が国威発揚の手段となりつつあった。国民的産業という概念がやがて成立するが、それはまずは毛織物業を意味した。

国家教会制（アングリカン）に帰結したイングランドの宗教改革に対して、スコットランドの宗教改革は、ジャン・カルヴァンの弟子であるジョン・ノックス（John Knox, 1505-72）とジョージ・ブキャナン（George Buchanan, 1506-82）という人文主義者によって長老派（プレスビテリアン）支配となった。カルヴィニズムの禁欲主義が社会に広くまた深く浸透し、伝統的な武勇の精神（Martial Spirit）に加えて勤労（Industry）の精神がスコットランド国民の文化的伝統となる。しかし、ハイランドの大半は不毛の荒野であったから、さほど勤労の余地はなく、蛮勇が伝統となる。長老派は日曜日を安息日として守るとともに、娯楽や遊びを極力禁止しようとした。この間、スコットランドの封建諸侯たちは権力争いを繰り返して、そのなかからステュアート家のヘゲモニーが確立されていく。

### ステュアート絶対主義

やがて1603年にスコットランドのステュアート家のジェームズ6世がイングランドの王位に

就き、ジェームズ1世を名乗るが、これを王位合同 (Union of the Crown) という。こうしてステュアート朝はイングランド、ウェールズ、スコットランド、アイルランド、アメリカ植民地に君臨する複合国家 (Composite State) として新しい歴史を刻む。直ちに発生したのは、イングランドにおける国王と議会のあいだの権力のバランス問題であり、王室財政の窮迫をどうするかという財政問題であった。

即位したジェームズはスコットランドに主教制を強制し、王権神授説に依拠して王権の絶対性を主張し、コモン・ローに立脚する議員たちと対立した。王座裁判所長のエドワード・クック (Edward Coke, 1552-1634) はコモン・ローが王にも議会にも優位すると主張して罷免された。1605年に火薬陰謀事件が起り、王はカトリックを弾圧した。ジェームズは22年の治世で4回しか議会を開かなかった。

その子チャールズ1世はフランス王女を王妃に迎え、カトリックに傾倒した。1625年の最初の議会で王はスペイン戦争の戦費を要求したが、議会は少額しか認めず、トン税・ポンド税も1年しか承認しなかった。それでチャールズは、議会を無視して、トン税・ポンド税を取り立て、富豪に献金を強制し、船舶税としてロンドンなどの港湾に船舶と船員の提供を命じ、公債を強制した。公債に応じない者は兵士として強制徴募するか投獄した。また兵士の民家への無料宿泊、一般人に軍法を適用した。この圧政にたまりかねて、クックが中心となって「権利請願」を王に提出した。

## 権利請願

権利請願の要点は以下の通りである。

1. 何人も議会の同意なしに贈与・公債・献上金・租税などの金銭的負担を強要されない、またこれを拒否した事を理由としていかなる刑罰や苦痛をうけることもない。
2. 自由人は理由を示されずに逮捕・投獄をされない。
3. 住民はその意思に反して、軍人や兵士を自らの住居に宿泊させることを強制されない。
4. 平時における軍法による一般人の裁判は撤回され、判決は無効とされる。

以上の根拠をクックたちは自然権思想ではなく、コモン・ローに求めた<sup>10)</sup>。

大陸の宗教戦争は、1618年から48年まで続いた。ジェームズ1世とその嗣子チャールズ1世の治世には、宗教戦争はいまだ終焉していなかった。ナントの勅令の廃止以後、抑圧されたフランスのユグノーはディアスポラ (離散) となり、オランダを経て、イングランドにも定住した。フランスではやがて太陽王ルイ14世のブルボン王朝が繁栄を謳歌する。ルイは普遍王国の野望に燃えていた。大国フランスはイングランドにとって脅威であったが、フランスの絶対主義はまたステュアート家の国王を刺激し、ブルボン絶対主義が彼らのモデルになった。

ジェームズもその子チャールズ (1600-49) も学者国王と言われるように知性を誇っており、王権神授説を信奉していた。彼らは当然、国王の絶対主権論 (Absolute and Indefeasible Right) に立っており、イングランドでジェントリーや上流市民によって形成されてきた議会政治と混

合政体、およびコモン・ローの理解は不十分であった。封建社会から商業社会へと急転換しつつあったイングランドにおいては、議会はもはやかつての顧問会議ではなく、国王権力に対峙する権力をもったジェントリーと上流市民の国民的組織となりつつあったのである。ここにもイングランドの独自性がある。

チャールズは議会を招集せずに、11年間、独裁政治を行った。独裁の批判者は、高等法院星室庁が容赦なく処罰した。耳削ぎ、鼻削ぎ、指切り、街頭晒し、投獄、財産没収、処刑などが繰り返され、犠牲者は数えきれないほどであった。この圧政を実行したのは国王とその側近のストラフォード(1593-1645)、国教会大司教ロード(1573-1645)であった。国教会に反対し、宗教を浄化する聖書主義、信仰至上主義の非国教主義が国民の間で次第に支持を集め、彼らの間に浸透していく。彼らはピューリタンと呼ばれた。長老派、独立派、水平派、アナバプティスト、ブラウニストたちがそうであった。ピューリタンは信仰の自由な丘の上の町を求めて、オランダから北アメリカへ、マサチューセッツへと彷徨い、ニュー・イングランドと名付けて定住する。

### ピューリタン革命

17世紀のステュアート朝イングランドの政治は(したがって政治思想史、社会思想史も)、大略、国王(大権)と議会(特権)の対立、権力闘争を基軸として展開されたと言えよう。議会は階級的には圧倒的に地主貴族であったが、新興ブルジョア(上流市民層)も次第に勢力を獲得するに至る。彼らが政治国民を形成した。もちろん、彼らはベネディクト・アンダーソンの言う「想像上の政治共同体」であった。1628年の権利の請願、1637年の船舶税拒否事件はそうした議会(民権)の成長を物語る事件であった。チューダー朝では国王と庶民が連携して貴族と対峙したとすれば、今度は国王と議会が対峙し、両者の権力争いが次第に激化していく。

1640年にチャールズ1世は12年ぶりに議会を招集する。それはスコットランドに国教会の新祈禱書を強制し、国教会を強化しようとしたところ、スコットランド人が盟約を結んで抵抗する構えを見せたために、王はこれを鎮圧する経費を議会に求めるためであった。しかし、議会は王の要求を認めなかったため、国王はすぐに議会の閉会を宣告した(短期議会)が、議員たちは会議を続けた。

長期議会で決定したことは、1. ストラフォードとロードに対する私権剥奪法を可決して処刑、2. 3年に1回議会を開会する法律、3. 星室庁、高等宗務裁判所の廃止、4. 船舶税の不当性の宣告、5. 貴族から罰金を取るための御料林の不当な拡張に反対、6. 騎士強制を禁止であった<sup>11)</sup>。

国教会を廃止するか否かをめぐって、議会派と王党派が決定的に分裂した。国王不在の長期議会において長老派が優勢となり、検閲制度を導入しようとする。監督派の検閲制度に反対していた長老派が今度は検閲制度を狙ったのである。これに対して独立派に近いジョン・ミルトン(John Milton, 1608-74)が、言論・出版の自由を唱えて抗議したのが『アレオパジティカ』



(*Areopagitica*, 1644) であった。良き書物を抹殺することは、人間そのものを抹殺するに等しいか、もっと酷い。ミルトンは、1638年のイタリア旅行で、異端審問所に幽閉されていた老ガリレオ・ガリレイに面会していた<sup>12)</sup>。長期議会は「人民協約」をめぐる「パトニー討論」のような画期的な公論を展開した。しかし、ミルトンもレヴェラーズも敗北した。

議会には王党派もいたし、時代を経るごとに議会派も分裂し、議会の内外にますます多数の党派が乱立し、党争を繰り広げたことは周知のとおりである。しかも党派は宗教絡みの宗派でもあって、複雑な離合集散を繰り返した。その帰結が内乱・内戦であった。やがて国王チャールズ1世を処刑し、軍を握った独立派クロムウェルが支配権を握り、コモンウェルス時代（空位時代）となる。よく知られた党派としては、王党派、長老派、独立派、平等派（レヴェラーズ）、ディガーズ、千年王国派、再洗礼派、クエーカー、ランターズ、マグルトニアンズ等々があった。

党派抗争としての内戦の概要を、ホッブズの内乱史『ビヒモス』<sup>13)</sup>はシニカルに描いた。ホッブズ (Thomas Hobbes) は『リヴァイアサン』(*Leviathan*, 1651)などで主権分割論（混合政体論）を諸党派の共通の間違いとして批判した。冒頭で述べたように、国家には不可分の絶対主権がなければならないというのが、彼の政治哲学の要であった。ホッブズはそれを神授権ではなく、人びとの自然権（自己保存権）から演繹して基礎づけた。そして所有権、「我のものと汝のもの」(*meum et tuum*)の区別を正義の内実とした。正義は自然法であるが、国家権力による強制の裏付けによってはじめて実効性が担保されるとした。

『オシアナ共和国』(*The Commonwealth of Oceana*, 1656)を書いて、共和主義を農本的なイングランドに定着させようとしたハリントン (James Harrington) は、権力の変動の基礎に土地所有の変動（経済）を見出していた。これが有名な所有の均衡 (Balance of Property) 論である。ホッブズの旧友でもあった王党派のクラレンドン (Edward Hyde, Earl of Clarendon) は権力側の視点、すなわち王党派の側から保守的な『反乱史』(*History of Great Rebellion*, 1702-4)を書いた。革命期の文書の蒐集であるトマスン・トラクツ (Thomason Collection of Civil War Tracts) は2万2千点（5万冊）以上の諸文献から成るから、その数は驚異的である。日本の自由民権運動は、思想運動としては、2世紀後の東アジアにおける、そのミニ版と言えるかもしれない。

そもそも内戦自体は不毛であるほかにないが、多元的権力の乱立による権力闘争、戦乱の世はいつまでも続くものではないし、また終焉しなければ社会が壊滅する。しかし、そうした動乱が豊かな思想の次元を展開することも事実であって、ピューリタン革命から王政復古を経て名誉革命へと展開するイングランド史には華々しい思想史の展開が随伴していた。百花繚乱とも言うような、5万冊を超える書物や小冊子が公共空間に投げられた。驚くべき知的エネルギーの爆発があったのである。しかし、この時期にはいまだ市民的公共性といえる社交世界 (Sociability) は生まれていなかった。

荒々しい時代ではあったが、17世紀のイングランドは天才の世紀であった。フランシス・ベー

コン、エドワード・クック、マシュー・ヘール、ウィリアム・ハーヴェイ、トマス・ホップズ、ウィリアム・ベティー、ジョン・ミルトン、ジェームズ・ハリントン、エドワード・ハイド（クラレンドン）、ジョン・ロック、アルジャーノン・シドニー、ウィリアム・ベン、ジェームズ・ティレル、ロバート・ボイル、アイザック・ニュートン等々。ラブレレーやモンテーニュを生んだフランスの宗教戦争時代も多かれ少なかれ、思想的には高い生産性を示した。スペインの支配に抵抗した時代のオランダもそうである。エラスムスからグロティウス、スピノザまで多くの知的巨人が輩出している。それは、社会と文明の危機に直面して、思想家たちが、人間と社会の根源的な思想的省察に命を懸けた所産と見てよいだろう。

### 3 王政復古時代の権力闘争

ピューリタン革命は、多くの人命を犠牲にし、また革命のエネルギーを使い果たして終焉し、一見すると成果らしいものを何ら生まずに、ステュアート家のチャールズ2世が即位して王政復古の時を迎える。王政復古から名誉革命までのほぼ30年間の王政復古時代は、政治的に安定するどころか、王と議会のあいだで執拗な権力闘争が繰り返された。この時代に王党派（騎士派）がトーリーと呼ばれ、王に対立する議会派がウィッグと呼ばれるようになる。名誉革命までの政治過程を簡単に見ておこう。

#### 騎士議会

王政復古は長老派が主導したから、仮議会は長老派主導となった。国王、貴族院、庶民院からなる伝統的な制度が復活したが、星室庁と高等宗務裁判所は復活されなかった。革命期に独立派が得た土地は剥奪され、騎士（王党派）と長老派に配分された。こうした所有関係の上に立って、初代シャーフツペリの長老派とクラレンドン率いる王党派が政府を構成したが、チャールズ2世はクラレンドンを重用した。1661年の新議会は50名の長老派以外は王党派であった。これを騎士議会という。

騎士議会はクラレンドン法典を制定する。1661年の「地方自治体法」（非国教徒を自治体の公職から排除）、1662年の「礼拝統一法」（国教会の祈祷書使用を聖職者に義務化、拒否者1000名は追放）、1664年の「集会法」（非国教徒4人以上の集会を禁止、違反は厳罰）、そして1665年の「5マイル法」（聖職を解任されたものは教区から5マイル以上離れること）である。これによって非国教徒（ピューリタン地主）は便宜上国教徒に改宗したので、国教会の支配が確立した。

1664年にオランダとの間に戦争が勃発した。クラレndonは常備軍の設置を急いだが、議会在反対し、彼は失脚した。代わってキャバル（大臣5人の寡頭政）が政権を担い、シャーフツペリが主導権を握った。チャールズ2世は1670年にフランスとドーヴァー密約を結び、1672年に「信仰自由宣言」を出してカトリックを擁護した。議会は王の親カトリック路線は容認できず、信仰自由宣言を王に撤回させるとともに、審査法を定めて、非国教徒を中央官職から追放し、

国王に仕える数百名のカトリック貴族も官職から追放した。

審査法でカトリックの大臣2名を失ったキャバル政権は崩壊した。王は騎士派のダンビを首席大臣に据え、クラレンドンの政策を推進させた。非国教徒を抑圧・排除し、オランダと融和し、フランスと対抗する政策である。政情は不安定であった。

1678年にカトリック陰謀事件が起こる。カトリック（イエズス会）を憎んでいた元国教会牧師のタイタス・オートなる人物が、ジェズイットが密かにロンドンで国王の暗殺を企んでいるという噂を撒き散らした。これがパニックを生み出した。議会は多数のカトリック教徒を拘束し投獄した。2年余りに渡って騒動が展開したが、陰謀は捏造と分かり、これを利用してカトリックを弾圧したウィッグの信頼を損ねた。その分、トーリーの支持が復活した。他方で、1673年以來、ルイ14世は、国王やその側近、ダンビ、野党議員などへ資金をばらまき、オランダ戦争への協力とカトリックへの寛容を狙いとする工作を行っていた。1678年12月にダンビとフランス国王との秘密交渉がフランス大使のレイフ・モンタギユによって暴露され、窮地に立ったトーリーのダンビは1679年に失脚する。こうして同じ年に18年続いた騎士議会は解散され、選挙の結果、新議会は民権派（ウィッグ）支配となった。シャーフツベリが首席大臣となり政権を握る。議会は人身保護法（Habeas Corpus Acts）を制定した。

### 排斥危機

チャールズ2世には嫡子がなかった。そこで王位継承者をめぐってヨーク公ジェームズ支持のトーリーとチャールズの庶子モンマス公支持のウィッグの駆け引きが始まる。10年間の権力闘争は、チャールズとジェームズの専制政治を許した。1679年と80年と2度、カトリック王、すなわちヨーク公を排斥するという排斥法案が上程されたが、成立しなかった。82年、王との権力闘争に敗北したシャーフツベリはオランダに亡命し、客死する。1683年3月にチャールズ2世とヨーク公ジェームズを逮捕・暗殺するという陰謀、ライ=ハウス事件が起こった。この時に王はウィッグを弾圧し、シドニーとラッセルを処刑した。モンマスは亡命した。

1685年にチャールズ2世が他界し、ジェームズが即位した。新議会在が招集されたが、圧倒的にトーリー議会となった。この年の夏、モンマス公は国王としての即位を宣言して、イングランドに上陸したが、セッジムアで国王軍に敗北し処刑された。国王は巡回裁判によって反乱加担者350人を処刑、800人以上を流刑にした。さらに3万人の常備軍を設けた。カトリックを役人に採用し、審査法を無視し、高等宗務裁判所も復活した。1687年には信仰自由宣言を出してカトリック教職者を認め、カトリックの礼拝も容認した。こうなると、ウィッグのみならずトーリーも王の専制政治を容認できなくなる。主だった政治家たちは体制転換を求めることになった。それが名誉革命である<sup>14)</sup>。

## 4 名誉革命と自由な国制

### 名誉革命

チャールズ2世とその忠臣による反動の王政復古体制を覆したのは、イングランドとスコットランドの政治的亡命者・領袖とオレンジ公ウィレムの近衛軍であった。1688年から翌年にかけての名誉革命は、したがって「アングロ・ダッチ・モーメント」の企図ないし陰謀であった<sup>15)</sup>。ジェームズ2世はフランスへ逃亡した。名誉革命によってウィリアム3世とメアリ2世が即位し、権利章典と寛容法が制定された<sup>16)</sup>。政府に仕えたロックは『統治二論』(*Two Treatises of Government*, 1690)において、自然権(生命・財産・自由)、結合契約と統治契約、権力分立、信託による議会政治、抵抗権ないし革命権などを定式化し、名誉革命体制の骨格を描いた。ロックはまた『寛容書簡』(*Epistola de Tolerantia*, 1690)を書いて、カトリックと無神論者を例外とする、寛容の原理を説いた。カトリックを寛容できないというのは、フランスが強敵として存在していたからにはかならない。

名誉革命は国家教会制を継承したが、もとは王党派であった国教会に穏健で寛容な派閥が生まれ、それを低教会派と言う。もとの王党派は高教会派となった。高教会派は王権神授説と受動的服従論を政治原理とした。それに対して低教会派は同意による政治というウィッグ的原理を支持し、非国教徒に対する限定的寛容を認めた。少数者としてカトリックと理神論者、合理的宗教者、自由思想家などもいた。

言論と結社の自由に支えられた名誉革命体制は、政党政治を基軸としたために、カトリックを敵視し、非国教徒には、限定的寛容を認めたり、認めなかったりという揺れを繰り返しながら、相対的に包括的な政治機構を構築する結果になった。国民の世論を背景として合意によって国政が運営されるという議会政治が、曲がりなりにもできあがった。

貴顕も知識人もブルジョア市民も、ピューリタン革命と王政復古を教訓として学びながら、凡そのところ自由で平和な社会を目指して努力したと言えるだろう。1694年には三年議会法が定められ、議会は一步安定に向かう。翌1695年には出版許可法が失効する。これによって出版統制が消滅し、言論出版の自由の時代となる。その先に文運隆盛のオーガスタン時代がまっている。

名誉革命体制は議会における国王という形、あるいは均衡国制という形で構造的に安定する一方、政党政治のダイナミズムは経済成長を包摂することになる。しかしながら、党派や政党をダイナミズムの主導者として正しく評価することは容易でなかった。それは秩序と国益を損なう腐敗と騒乱の主導者としての側面の方が目立ったからである。ホップズからロック、ボリングブルックなどの党派論、政党論をへて、ヒュームによって党派抗争の穏健化を条件に、トーリーの権威の原理とウィッグの功利の原理の均衡という観点から、政党政治は評価されるようになった。

1694年にイングランド銀行の設立と公債の引き受けによる財政軍事国家が形成される。そし

て1707年の合邦によってイングランドは宿敵スコットランドを馴致し、大ブリテンとなって植民地帝国、海洋帝国の形成を進める。名誉革命以後の歴代の政権は戦争と利権だけを追求していたわけではない。緊迫する国際情勢のなかで、安定した国制と議会政治、公共の安寧と幸福を実現することを目指してもいた。ホイッグとトーリーは敵対しつつも、公共の利益を実現するために、次第に歩み寄りを見せるようになってきた。彼らは階級社会を廃止し、平等な社会を実現するといった急進派の綱領は一顧だにしなかった。自由かつ平等な社会は麗しい夢に過ぎなかった。まったき自由もまったき平等も空想であった。そして急進派を抱擁できるだけの柔軟な、包括的な社会の形成は、当分の間は実現できなかった。国内の急進派や異分子はアメリカなどの海外に放逐された。フランクリンは悪漢の輸出に苦言を呈するであろう。

### 合邦からオーガスタン時代へ

1707年の合邦によって、イングランドとスコットランドは対決から融和の時代になる。スコットランドのイングランド化 (Anglicization) が時代精神となる。スコットランドの主だった貴顕は、夏場に所領に戻る以外はロンドンに定住する。フレッチャーはエディンバラをはじめとしてスコットランドの衰退を恐れたが、合邦条約において法、宗教、大学が保存されたために、エディンバラは繁栄を持続する。合邦による市場の拡大はグラスゴーの商業を刺激し、港湾都市グラスゴーは急成長を遂げる。議員以外のスコットランド人もチャンスを求めてロンドンに移っていく。やがてストラハン (Willam Strahan) やマリ (John Murray) のような出版業者としてロンドンで成功するものも出てくる。彼らはスコットランドの教授の道德哲学や歴史の著作を意欲的に出版する。スコットランドの経済改良が国民を巻き込み、政治と文化のイングランド化が進む。

イングランド銀行と公債の導入は財政金融革命を通じて経済構造の変容をもたらした。金融階級が大きな力を持つようになる。金融階級の多くはジェントリーの子孫であった。土地から商業、信用へとジェントリーや上流市民の関心が移動し、価値観が変化する。南海泡沫事件のようなバブルも生じる。伝統的な階級社会が変化し始める。中下層階級においては、冒険商人は少数派となり、ますます勤勉、勤労がエートスとなるが、他方では消費社会が誕生し、人々は奢侈と歓楽に溺れ始める。

イングランドではアン女王時代からウォルポールの時代にかけて、オーガスタン時代 (Augustan Age) と言われるような、言論・出版を武器とする激しい論争——書物戦争——の時代となり、ウィッグ、トーリーとカントリー、コートが入り乱れての言論の戦いが展開する。1695年の出版検閲法の廃止は画期的な決断であった。新聞と雑誌、パンフレットと書物が膨大に世に出回り、コーヒーハウスで人々は新聞を読み、談論を繰り広げた。オーガスタン論争では、穏健な保守派だけではなく、カントリー派、急進派知識人の活躍が目立っている。「市民的公共性」が誕生する。とはいえ、いまだ言論・出版の自由が完全に成立したわけではなかった。浜林氏によれば、

事前検閲制はなくなったものの、中傷禁止法 (Law of Libel) や、1698年の流神冒瀆法 (Act against Blasphemy and Profaneness) による言論弾圧は絶えることなくつづき、とくに中傷禁止法は制定法ではなく慣習法であったために「中傷」といわれるものの範囲があいまいで拡大解釈がおこなわれ、また言論弾圧事件にかんしては陪審員の権限が事実認定と風刺の解釈とに限定されたのみでなく、1730年の陪審員法によって政府が特別陪審員を任命しうようになったため、反政府出版物に対する弾圧はきびしく、1731年2月18日づけの『グラブ・ストリート・ジャーナル』によれば、さらし台にたたされるようにならなければジャーナリストとしては一人前とはみなされない、といわれるほどであった。さらに1712年には印紙法 (Stamp Act) が制定され、1シートの定期刊行物1ペニ、反シート以下のものには二分の一ペニ、広告には12ペンスの税金が課せられるようになったために発行困難になった新聞もあった。ウォルポールが新聞対策を重視し、政府系新聞にたいする優遇措置と反政府系新聞への弾圧を体系的に展開した・・・<sup>17)</sup>

ウォルポール時代が象徴するように金権腐敗も目立つ時代となる。匿名書の筆禍事件はしばしば起こり、出版人や著者が逮捕されるものの、ガレー船送りにはならず、ほどなく赦免される。

ウィルクス事件は大騒動となるものの、ウィルクスは処刑されることはなかった。むしろ、何が何でもウィルクスを逮捕しようという政権が採用した一般的逮捕状の不当性が問題になる。制度的な寛容の確立が漸次実現していく。政党政治も試練を通じて漸次的に発展していった。

### ピューリタンへの一定の寛容

前世紀末に亡命者ユグノーを受け入れたイングランドは、18世紀になるとピューリタンをもちや抑圧できる時代ではなくなりつつあった。前世紀に、多くのピューリタンがアメリカへ脱出したし、名誉革命体制になってからも非国教徒のアメリカへの移民は続いたが、しかし、国家教会制は非国教徒のうちのピューリタンへの一定の寛容を認めるようになる。便宜的国教帰依という便法が考案され、非国教徒が寛容される時代が来る。これによってピューリタンは、公職 (国家官僚) への就任はいまだ認められなかったが、議員になることは可能となった。それは合邦 (Union, 1707) によってスコットランドの長老派を容認したことで釣り合う措置である。ウィッグ政権がどちらかと言えば、非国教徒解放に肯定的であった。

こうして非国教徒が部分的に解放されたとすれば、ユダヤ人の帰化を認めることが次のイッシューとなる。ジョサイア・タッカーの『帰化論』 (Josiah Tucker, *Reflections on the Expediency of a law for the Naturalization of foreign Protestants*) は1751年に出版されたが、これはユダヤ人の帰化を主張したものではない。1753年にニューカッスル公の政府がユダヤ人帰化法 (帰化手

続きの簡略化と土地取得許可)を提案するに至り、上下両院で採択された。しかし、民衆の抗議運動が激しく、これはわずか6か月で撤廃を強いられた。ユダヤ人解放は挫折を余儀なくされたが、18世紀後半には、植民地アメリカの独立と隷従からの解放、奴隷解放、さらには女性の解放やカトリック解放が漸次、課題となっていく。

## 5 イングランド啓蒙、あるいは大ブリテンの啓蒙

### イングランド啓蒙、あるいはブリテン啓蒙

それではイングランドと大ブリテンに即して啓蒙の概念を適用する場合、どのように考えればよいのだろうか。2000年にロイ・ポーターが『啓蒙—ブリテンと近代世界の創造』*Enlightenment: Britain and the Creation of the Modern World* (London, 2000)<sup>18)</sup>という大著を出した。アメリカ版の副題では「ブリテン啓蒙」という言葉を使っている。本書は18世紀の大ブリテンを啓蒙の時代と考えており、大ブリテンの啓蒙を包括的に描写している。ポーターはスキナー、ポーコック、ジェイコブ、J.C.D. クラーク、フィリップスンなどに謝辞を述べている。医学史の専門家であったポーターはこの頃から視野を広げており、本書は社会史的な啓蒙分析として重要な成果であって、イングランド啓蒙とかブリテン啓蒙といった概念に消極的な研究者は本書を参照すべきであろう。

こうしてイングランド啓蒙やブリテン啓蒙という概念は、今では普通に使われるようになっている。しかし、そもそもオランダを超えて近代化を進め、やがて産業革命を通じて世界の牽引車となった大ブリテンに啓蒙時代がなかったなどということはある得ないであろう。近代化は啓蒙と並行している。人材育成なき近代化はあり得ない。人材育成は啓蒙の仕事であった。したがって、啓蒙なき近代化はそもそもありえないであろう。そしてポーコックによってイングランド啓蒙は保守的啓蒙であるというテーゼが提出された<sup>19)</sup>が、それは18世紀後半を念頭に置いているためであって、17世紀や18世紀の前半を考えれば、必ずしも保守的な時代ではない。

確かに王政復古によって保守が復権する。しかし、ピューリタン革命は急進的であったし、排斥危機から名誉革命にかけては急進派が攻勢に出た時代である。アン女王時代には穏健派が政治の実権を握り、やがてスコットランド啓蒙が始まり、その中核は穏健派 (Moderates) が占める。大ブリテン全体を視野に置くと、急進派から穏健派へのヘゲモニーの継承があった。そしてアメリカ問題の発生はイングランドを保守の時代にする。

ミルトンやロック以来、寛容は課題であった。急進派による名誉革命と合邦を経て、次第に穏健主義の時代となる。思想的にも穏健派が有力となるが、また穏健派中心の政権が続いたことがイングランド啓蒙の実現にとって重要であった。1710年に政権を担った穏健派トリーのロバート・ハーリー (後オックスフォード伯) は理神論者トランドの友人でもあった。18世紀のイングランドでは急進派やジャコバイト、非国教徒の排除が未だ続いていたことは事実である。国家反逆罪で弾圧され、追放される者がいなくなったわけではない。権力によって敵視さ

れ排除されたのは、急進派、理神論者、カトリック、ジャコバイト、非国教徒などであった。しかし、体制が安定するにつれて、こうした異論派も次第に抱擁されて行く。とはいえ、排除から抱擁へと寛容が一直線に進んだとは言えない。危険な異論はフランス革命期まで排除された。彼らはアメリカに自由を求めるほかなかった。

転換のモーメントはいくつもあるが、名誉革命以後、財政金融革命が一つの転換であり、1695年の出版検閲法の廃止がもう一つの転換であった。1714年のハノーヴァ王位継承が第三の転換である。そして第四の転換を1745年のジャコバイトの乱の失敗に求めてよいだろう。反体制分子としてジャコバイトは徹底的に掃討され排除された。国内的にはもはやカトリックを恐れる必要がなくなった。焦点は植民地獲得戦争へと変化する。英仏七年戦争（1756-63年）が第五の転換であり、第六の転換はアメリカ問題で、これはまさに国政を揺るがすイシューとなる。そしてイングランド啓蒙はますます保守的な特徴を示すようになる。タッカーからギボン、パークへと。

そしてアメリカ問題をめぐる論争のなかで、政治腐敗と帝国の野望を批判した急進派は、政権によって危険視され、弾圧されるようになる。プリーストリーはバーミンガム暴動で家を焼かれ、アメリカに避難する。こうして包括的な穏健政治が終焉する。

#### 急進的啓蒙、穏健派啓蒙、保守的啓蒙

筆者は基本的にピューリタン革命からイングランドの初期啓蒙が始まったと考えるべきではないかという見解に立っている。チューダー・ヒューマニズムにも啓蒙の要素はもちろん見られるから、萌芽をチューダー・ヒューマニストに求めてもよいだろう。イングランド啓蒙は、ピューリタン革命でいったんは挫折して、冬の時代を迎えるが、排斥危機から名誉革命の動乱を経て復活し、前述のように1690年代にイングランド啓蒙がいよいよ本格的に始まったと理解してよいのではないかと思う。そうだとすれば、急進的啓蒙から始まったイングランド啓蒙は、王政復古の保守反動から、急進的な名誉革命を経て、18世紀に次第に穏健な啓蒙となり、世紀後半から世紀末にかけて保守的啓蒙（ポーコック）に転化すると把握できるのではないかということになる。しかしながら、どの時代にも保守もあれば急進もあり、主流もあれば反主流もあるとすれば、思想の主流が急進から保守反動、そして再び短期の急進から穏健に転じ、そして保守へと転換していったのが、イングランド啓蒙ではないかというのが、筆者の仮説である。

17世紀の最後の十年間に、多くの基本的な文献が書かれ、その多くが出版された。それらはすべて、共和主義的伝統を急進的な宗教思想と結びつける傾向をもっていた。1694年には、ロバート・モルズワースの『デンマーク実情報告』が出版された。1696年には、トランドの『キリスト教は神秘ではない』が現れた。ウォルター・モイルは『ローマ統治機構論』を書き始めた。シャーフツベリとジョン・トレンチャード、マシュー・ティンダルとアンソニー・コリンズが、この頃現れた。一群の人びとが同時に登場して、常備軍問題からプロテ



スタント王位継承にわたる諸問題に関して、活発に議論をし、時代の政治闘争を闘っていた。

この引用はヴェントゥーリからのものである。彼は、これらの人々が自分自身を、政治家あるいは外交官としてだけでなく、哲学者としても見ていたことに注意を促している。そしてこう続けている。

彼らは、時には乱暴かつ意外なやり方で、スピノザ、ロック、およびニュートンから受け継いだ諸問題を、イングランドとヨーロッパの議会において、外交政策立案者たちが議論していた諸問題と、結びつけたり混合したりする。だから彼らを定義するのは難しい。保守ウィッグと開明ウィッグ、旧ウィッグと新ウィッグ、真のウィッグ、ウィッグの共和主義的末端部分、理神論者、自由思想家、これらの用語のすべては真理の一部分しか表現していない。多少の誇張の危険を冒して言うならば、彼らは、その時代の政治的諸問題と取り組んだ啓蒙的知識人および哲学者の最初のグループと考えてよいだろう<sup>20)</sup>。

『啓蒙のユートピアと改革』においてフランコ・ヴェントゥーリ (Franco Venturi, 1914-94) は啓蒙の改革における理神論者の役割を重視する研究を先駆けて行った。今では急進的啓蒙 (Radical Enlightenment) を啓蒙の中心に置くのはジョナサン・イスラエルであり、ジェーコブも急進的啓蒙を重視する<sup>21)</sup>。確かに急進的啓蒙がなければ、穏健派啓蒙も、保守的啓蒙も成立しない。概念としても、実体としても、そうだと思われる。しかし、スピノザやピエール・ベールのような急進派の登場が啓蒙の時代の幕開けを告げたとしても、急進派の思想は直ちに社会に広く浸透し大衆の裾野をもったわけではない。急進派が大衆をつかむのは稀である。主流になるか副流 (伏流、傍流) になるかは、その時々々の状況との相関関係で決まる。

一般論として、社会が安定すると穏健派から保守派へと思想の主流は交代する。逆に社会や権力が腐敗すると急進派が力を得るし、場合によっては革命が起る。アメリカ革命からフランス革命の時期の大ブリテンは議会改革が常に求められていた。腐敗選挙区の問題など政治の腐敗が叫ばれ、改革が急進派のスローガンであった。

名誉革命と合邦によって、スコットランドでは長老派が国教会に相当する宗教となり、カトリックや監督派は少数派であった。ジャコバイトとウィッグの対立に加えて、長老派内での民衆派と穏健派の対立があった。今なお貧困からの脱出が国民的課題であり、貴族から民衆まで貧困からの脱出を目指したのが18世紀のスコットランドであり、改良運動、民富の蓄積、大学改革、法改革などが一体となって、ジャコバイト主義の克服と啓蒙へとつながった。ジャコバイトは寛容されなかった。アイルランドも多かれ少なかれ貧困と抑圧に苦しんでいた。

スコットランドは1745年以後に長老派のなかの穏健派の優位する時代となり、スコットランド人のジョン・ステュアート (ビュート卿) やマンズフィールド卿がイングランドで影響力を持つようになるが、おおよそ1750年代から70年代にかけての時代が啓蒙のピークであった。ス

コットランド啓蒙からはハチスン、ケイムズ、ヒューム、スミス、ファーガスン、ロバートスン、ミラーなどが登場し、パンフレットも書いたが、学問的著作に健筆を揮った。イングランドではジョンソン博士やブラックストーン、フィールディング、リチャードスン、タッカーやギボン、バークなどが活躍する。アメリカから来たフランクリンも啓蒙思想家の仲間となる。

### ジョージ3世の専制とアメリカの反逆

1760年にジョージ3世が即位する。この時代には囲い込みが急激に進み、大地主制度ができて上がる。議会はトーリー地主中心の政権であった。英国育ちのジョージ3世は側近による政治を目指した。意見の対立から大ピットが首相を辞任し、「国王の友」ビュート卿が首相になる。ビュートはスコットランド出身で、ジョージの家庭教師でもあった。ジョージは権力を議会から奪還すべく画策し、トーリーから大臣を指名し、自ら内閣を指揮し、議会を無視して親政政治を取行した。専制を批判するウィルクスや『ジュニアス』は弾劾された。1770年にノース卿が首相となったが、ノースは「王の秘書官」の地位に甘んじた。ジョージとノースは植民地支配を強化し、アメリカの独立運動とアイルランド自治運動を刺激したのである。

北アメリカ植民地は各邦ごとに自治が認められていた。総督が王の代理人として植民地の政治経済を監督し、行政を担っていたが、植民地議会といわば共同統治にあたってきた。ところが、ジョージ3世とグレンヴィル内閣は7年戦争後、植民地統治を強化し、戦争で必要となった膨大な戦費を植民地の負担に転化しようと考えて、植民地課税を画策するに至る。植民地は議会に代表を送っていなかった。議員を送ることはアメリカにとっては懸案であった。

1764年には関税収入の増加を目論む「砂糖条例」と植民地の通貨発行を禁じる「通貨法」、1765年には法律文書に印紙添付を義務づける「印紙法」、紙・茶・ガラス・ペンキ等に関税を課す「タウンゼンド法」を植民地に公布した。これは植民地の利益にはならず、反発が必至であった。植民地は「代表なければ課税なし」と叫んでデモを行った。さらに1773年には東インド会社の窮状を救うために、北アメリカ植民地への茶の輸出の独占権を同社に与える「茶条例」を定めた。植民地は英国製品の不買運動を展開した。本国政府は植民地議会の解散を命じた。

1770年にボストンの殺戮、1773年にボストン茶事件が起こった。前者はイギリス兵と植民地人の衝突で、後者は積み荷の茶を海へ投棄した事件である。本国のノース内閣は対抗措置として、1774年にボストン港の閉鎖、マサチューセッツ湾植民地の国王への直属、植民地裁判の本国による監督、英国軍の民家への宿営強制などを強行した。大ピット、バーク、キャムデンなどは、アメリカの抗議を支持し、強硬策に反対した。本国は印紙法やタウンゼンド法を撤回したが、平穏を回復することはできなかった。1775年にレキシントンとコンコードで英軍と植民地民兵が衝突した。ワシントンが軍総司令官となった。しかし、「大陸会議」は依然として母国に協調を求める請願を決議し、国王に提出した。国王は、アメリカは明らかに独立国を建設しようとしており、彼らを速やかに鎮圧しなければならないと述べ、和解の請願を拒否した。ドイツ傭兵3万人がアメリカに送られた。こうして独立戦争が始まった。8年後、大ブリテンは

敗北を認めることになる。

ジョージ3世と側近の専制政治は失敗した。地主層から激しい非難を招いた。1783年にノース卿が辞任する。首相に任命された小ピットは専制政治を終焉させる。しかし、議会は地主寡頭制のトーリー支配が続いていた。ピットは1784年に国家補償を付けた選挙法改正法案を上程した。指名選挙区と腐敗選挙区を廃止する目論見であった。しかし、これは地主の反対で潰れる。国民(選挙区)と代表(議席)のギャップは甚だしかった。バーミンガムやマンチェスター、グラスゴーなどの新興都市の世論は政治に反映されなければならなかった。それは19世紀の議会改革、選挙法改正の課題となる。

スコットランドの動きはどうか。1770年代には、スコットランドでは第二代、第三代アーガイルの兄弟からダンダス父子への権力の移動が起った。ダンダスもまた恩顧を使って人心を掌握しようとする。しかしながら、パトロネジと利権はしばしば精神の腐敗を生む。アメリカ問題が深刻化するなかで、穏健派(ロバートソン、ファーガスン、ヒュー・ブレア、ジョン・ヒューム、アレグザンダー・カーライルなど)は既得権に泥むようになって民衆の支持を失い、エヴァンジェリカル=民衆派あるいは人民派(Popular Party)が再び支持を集め主導権を握るようになる。

アメリカではハーヴァード大学で学んだサミュエル・アダムズなどの急進派の若者が、ボストン通信協会(Boston Corresponding Society)を結成し、独立革命へと導く。ジョン・アダムスは穏健派であり、独立ではなく合邦を支持したが、穏健派の合邦論は敗北する。母国はアメリカに議席を配分しなかった。フランクリンも独立へと舵を切る。

前述のように、プリーストリーはモブの襲撃を受けて、アメリカに亡命する。トマス・ペインは自由を求めてアメリカに渡り、ベンジャミン・ラッシュに勧められて『コモン・センス』(1776)を書く。ペインは急進派であったが、リード哲学を継承したラッシュは穏健派であった。『コモン・センス』は、急進派牧師リチャード・プライスの『市民的自由』に劣らず、ベスト・セラーになり、アメリカ革命の狼煙となった。政府に雇われたファーガスンはプライス批判のパンフレットに手を染めた。1783年、パリ講和会議でアメリカ独立が承認された。

それから10年もたたずに、フランス革命は大ブリテンにおける激しい論争を再び巻き起こす。こうして反動の時代を招き、啓蒙は終焉する。国家への大逆罪でミラーの弟子の法学者トマス・ミュアはボタニー湾に流刑となる。ミラーの長男は大学にポストが得られず、農民となってペンシルヴァニアに入植したが、熱病であえなく他界した。

## 終わりに

啓蒙以後について少し触れておきたい。啓蒙以後の大ブリテンは海洋帝国、自由貿易帝国主義国(Free Trade Imperialism)として世界に君臨した。それは啓蒙思想家のプログラムになかったものである。公正な競走を重視したアダム・スミスは、大ブリテンの(海洋)帝国への

野望を空想的だとして断罪せざるを得なかった。しかし、知識人の警告などは、野心に燃える政治家と資本家の耳に届かなかった。現実政治を貫く利害は理想より強力に自己貫徹する。こうして大ブリテンは世界の多くの国を植民地として支配し、抵抗する後進国を侵略した。アメリカ、アイルランド、カナダ、インド、中国、オーストラリア、ニュージーランド、香港、パキスタン、ビルマ、マライ連邦、ローデシア、スーダン、アフガニスタン、南アフリカといった具合である。

大ブリテンは植民地を啓蒙するために何をしたか。人材育成組織としての大学は作らなかった。インドの統治階級となるべき人材の育成は本国に招聘して行った。鉄道を敷設したとしてもそれは植民地を開発し搾取するためであった。大ブリテン文明の輸出は支配、搾取と一体であって、その功罪はともに大きい。

またヨーロッパ各国の具体的な歴史的國家は、相互に競い合い、交流もすれば、利害対立から戦争も繰り返しながら、多様な形を取って文明化に向かって変遷を遂げてきた。ホップズの半ば民主的な主権國家やロックの民主主義國家はその後、多くの国に影響を与えるけれども、このイングランド型の國民國家は必ずしも常に勝利したわけではない。アメリカは連邦國家となった。19世紀には大陸では民族主義的なロマン主義國家觀も強くなるし、他方イングランドでは國家は功利主義による批判、さらには社会主義による批判を受けることになる。

20世紀になると、世界の文明は、労働者國家を標榜しながら共産党一党独裁國家、さらには指導者の神格化（カリスマ的指導者）による全体主義國家などを生み出した。そして後進の帝國主義的軍事独裁國家（ドイツやイタリア）が、民主主義で先行する自由主義陣営（ブリテンやフランス）と覇権争いを展開して、後者に敗北するという事も生じた。革命で誕生したソ連は共産党の独裁國家となり、1991年に解体するまで、社会主義經濟を標榜していたが、經濟的合理性を実現できず、市場經濟に敗北した。共産主義になった中国は、天安門事件で民主化を抑圧したが、市場經濟化に成功して世界の工場になったが、政治や學問思想においてはいまだに啓蒙以前の社會にとどまっている。

そもそも國民を抑圧する國家はインフラストラクチャー（共通生活基盤）ではないだろう。戦争國家もまたインフラストラクチャーではない。戦争のどこに正当性があるのだろうか。悪の枢軸があるとしても、それは権力の独裁者だけのことで、國民の大半が悪人であるといった國は考えられない。掠奪や海賊は大航海時代には、日常茶飯であったかもしれない。しかし、それとてもやはり一部の人間が関与したにすぎず、圧倒的多数は真面目な生業に就いて、自活（Self Help）していたに違いないのである。ホップズは内戦の廃止を考えた。しかし、國際紛争の廃止は考えられなかった。人間が争うように、國家も争う。それが現実である。18世紀の大ブリテンは、半世紀間は戦争をしていた。しかし、戦争に従軍した人間はせいぜい10万人であって、全人口の1パーセント、成人男子で考えると50人に1人程度である。

21世紀にあって、多くの國家は、多民族國家、複數民族國家やEUのような超國家も含めて、ますますインフラストラクチャーとしての機能を果たすようになってきたと思われる。啓蒙の

課題は現代にまで継承されてきたが、平等などは未だに実現できない理念にとどまっている。しかし、実質的平等などはそもそも実現のしようがないであろう。万人のベーシック・ニーズを満たすことが国家と公共の重要な政策目標になっているし、機会の平等、エンタイトルメント (アマルティア・セン) の実現という考え方に啓蒙の遺産は受け継がれている。

国際協調が進み、貧困の撲滅のためにグローバル社会が知恵を絞って協力している一方で、国家と国家の間でしばしば敵対関係が生じるのはなぜなのか。領土問題が最大の理由なのかもしれない。言論で批判を応酬するのはよい。しかし、戦争をするのはなぜなのか。自国民が危険にさらされるとき、自国民を守るために政府は行動をせざるを得ないというのは理に適っている。領土が不法に占拠された時、そこに人が住む場合と、無人島である場合では、対応は違って当然であろう。

それにしても、未だに対立する国が敵と味方に分かれて武力衝突をするのはなぜなのか。なぜ国防軍を廃止できないのか。インフラとしての国家は戦争マシーンともなる。犠牲を出して初めて講和を結ぶのなら、なぜ戦争を回避して話し合えないのか。軍隊をなくした国は中米のコスタリカなど小さな数か国だけである。

国と国との戦いは現代では極端に少なくなった。むしろテロとの戦いの方が脅威であるかもしれない。トッドによると、過去10年間のテロの犠牲者数は30万人程度らしい。それは案外少ない人数かもしれない。紛争を暴力にまでエスカレートしないように、社交世界から異分子を排除するだけではなく、むしろ彼らを抱擁し取り込むことによって、多様で懐の深い社会を構築するという処方箋を大ブリテンの啓蒙は提出していた。異分子を寛容し、彼らに自活の手段としての職を与えよう。我々はそこからいかほども進んでいないのではないだろうか。

## 近代思想史と寛容 (英, 蘭, 仏) 年表

- 1534 ヘンリ 8 世の宗教改革⇒イングランド国教会
- 1553 メアリ女王のカトリック化
  - 1555 カール 5 世ネーデルランド統治権をフェリペに譲与→1556フェリペ 2 世即位
  - (カルロス 1 世=カール 5 世退位) →1568 オランダ独立戦争
- 1558 エリザベス 1 世即位⇒ローマからの独立が確立
- 1563 39箇条の信仰箇条
  - 1562 ユグノー戦争→1572 サン・バルテルミの虐殺 (⇒1598 サントの勅令)
- 1581 ネーデルラント連邦共和国⇒1595 ネーデルラント東インド貿易開始
- 1584 Lipsius, *De Constantia*.
- 1588 英軍 スペイン無敵艦隊を撃破 Hobbes 生誕
- 1600 イギリス東インド会社

- 1603 ジェイムズ1世即位 (同君連合, ステュアート朝)  
 1604 Grotius, *De Iure Praedae Commentarius (Commentary on the Law of Prize and Booty)*.
- 1607 ジェイムズタウン (ヴァージニア植民地)
- 1620 ピルグリム・ファーザーズ, プリマス上陸  
 1625 Grotius, *De Iure Belli ac Pacis (On the Law of War and Peace)*.  
 1627 Grotius, *De veritate religionis Christianae (The Truth of the Christian Religion)*.
- 1628 権利請願
- 1640 Selden, *De Jure Naturali et Gentium*.  
 短期議会→長期議会 人民憲章⇒1642 内乱
- 1647 Cudworth, *A Sermon Preached before the House of Commons*.  
 1648 ウェストファリア条約, ハブスブルク帝国解体
- 1651 Hobbes, *Leviathan*.  
 航海条例
- 1652 Culverwell, *An Elegant and Learned Discourse of the Light of Nature*.
- 1660 長期議会解散 王政復古 チャールズ2世即位 トン税・ポンド税 大赦令  
 航海法 交易委員会 後見裁判所廃止 高教会派のロードの包容 (包括) 政策,  
 成功せず。  
 Smith, John, *Select Discourses*. (ケンブリッジ・プラトニスト)
- 1661 スコットランド議会招集 騎士議会開会 自治体法
- 1662 礼拝統一法 蘇で長老派300名追放 寛容の布告
- [1663 Locke, *Laws of Nature*.]
- 1663 Selden, *Mare Clausum: The Right and Dominion of the Sea in Two Books*.
- 1664 3年議会法 集會法
- 1665 第2次オランダ戦争 ロンドン・ペスト 5マイル法
- 1666 仏, デンマークと開戦 ロンドン大火 愛家畜輸入禁止法 ペントランド蜂起  
 More, Henry, *An Account of Virtue, or, Dr. Henry More's Abridgement of Morals*.  
 1666 仏, デンマークと開戦
- 1667 プレダ条約 (第2次蘭戦争終結) クラレンドン罷免⇒亡命
- 1668 三国同盟 交易委員会設置
- 1669 蘇で第1回信教自由令
- 1670 新集會法 ドーヴァ密約 植民地委員会設置
- 1672 審査法 シャーフツベリ大法官辞任  
 Cumberland, *De Legibus Naturae (A Treatise of the Laws of Nature)*.  
 1672 Pufendorf, *De Jure Naturae et Gentium (Of the Law of Nature and Nations)*.

- 1673 Pufendorf, *De Officio Hominis et Civis juxta Legem Naturalem*.
- 1674 ウェストミンスター条約 (第3次蘭戦争終結)
- 1677 シャーフツベリ1世逮捕⇒翌年釈放 メアリとオレンジ公結婚
- 1678 タイタス・オーツ Popish Plot 密告 (チャールズ2世狙われる) (⇒排斥危機)  
Cudworth, *The True Intellectual System of the Universe*.
- 1679 騎士議会解散 ヨーク公亡命 チャールズ2世第3議会開会 ダンビィ失脚  
排斥法案提出 人身保護法 蘇で叛乱 議会解散 モンマス公、蘭へ亡命  
ヨーク公、蘇へ
- 1680 チャールズ2世第4議会 第2次排斥法案⇒貴族院で否決  
Filmer, *Patriarcha*.
- 1681 シャーフツベリ1世逮捕⇒釈放 包括法案と寛容法案廃案
- 1688 名誉革命→1689ウィリアム3世、メアリ2世即位、権利宣言→権利章典
- 1689 寛容法  
Locke, *Epistola de Tolerantia*.
- 1690 Locke, *Two Treatises of Government*. 抵抗権
- 1692 Tyrell, *A Brief Disquisition of the Law of Nature*.
- 1694 Molesworth, *An Account of Denmark*.  
イングランド銀行 三年議会法 メアリ女王死去
- 1695 出版検閲法失効 蘇、ダリエン計画 (アフリカ・両インド会社) 蘇銀行
- 1696 貨幣改鋳法 大逆罪裁判法 バークリーの国王暗殺未遂事件 土地銀行法  
交易植民局設置
- 1697 ライスウィック条約 (アウグスブルク同盟戦争終結)
- 1698 洗神冒瀆法 新東インド会社 スペイン分割第1回協定 第4議会  
Neville, *Plato Redivivus*.  
Sidney, *Discourses on Government*.  
Milton, *Milton's Historical and Political Works*, ed. Toland.  
Ludlow, *Memoirs of Edmund Ludlow* (-99).
- 1699 Shaftesbury, *An Inquiry concerning Virtue, in Two Discourses*.
- 1700 インド・キャラコ輸入禁止 スペイン分割第2回協定 ダリエン計画挫折  
Harrington, *Oceana and Other Woks*, ed. Toland.
- 1701 王位継承法 オランダ、オーストリアと同盟 ジェームズ2世死去
- 1702 ウィリアム3世死去、アン女王即位 (~14) オーガスタン時代 フランスに宣戦布告  
(スペイン継承戦争=アン女王戦争) メシュエン条約  
King, *An Essay on the Origin of Evil (De Origine Mali)*.
- 1704 愛、カトリック増大防止法、葡萄酒法、羊毛輸出法 蘇、安全法

## ジブラルタル占拠

- 1705 外国人法 アン第1議会解散 第2議会開会
- 1706 英蘇, 合邦交渉 ラミリーの戦闘 グラスゴー, エディンバラで合邦交渉反対蜂起  
Anon, *A Collection of State Tracts....Revolution 1688 and...King William III.*  
1706 Barbeyrac, *An Historical and Critical Account of the Science of  
Morality....from the earliest times down to ....Pufendorf.*
- 1707 蘇, 英, 合邦条約批准⇒大ブリテン王国 第1議会
- 1708 王位僭称者チャールズ・エドワード蘇へ 第1議会解散 ウデナルドの戦闘
- 1709 新旧両インド会社合併=合同東インド会社  
サッシュェヴェレル, ロンドン市長の前で説教  
Addison & Steel, *Tatler.*
- 1710 サッシュェヴェレル暴動⇒有罪判決  
Hoadly, *The Original and Institution of Civil Government.*
- 1711 議員資格法 南海会社設立 臨時遵教法  
Addison & Steel, *Spectator.*  
Shaftesbury, *Characteristics of Men, Manners, Opinions, Times, etc.*
- 1713 ユトレヒト条約 (スペイン継承戦争終結)  
Collins, *A Discourse of Free-Thinking.*
- 1714 第4議会開会 分派禁止法 (非国教徒を教育から排除) アン女王死去  
ジョージI即位  
Mandeville, *The Fable of the Bees*, Pt. I (Pt. II, 1728).
- 1715 ボリングブルック大逆罪で告発 暴動法 マー伯蜂起 (ジャコバイト)  
ウォルポール大蔵卿 プレストンの戦闘 僭王チャールズ・エドワード蘇に上陸
- 1716 老僭王蘇を去る 7年議会法 仏蘭同盟  
Clarke, *A Discourse concerning the Unchangeable Obligations of the Natural Religion...*
- 1717 ホードリ説教 (バンガー論争) ウォルポール辞任⇒ウィッグ分裂  
Collins, *A Philosophical Inquiry concerning Human Liberty.*
- 1718 スペインと開戦 (~20)  
Tyrell, *Bibliotheca Politica.*
- 1719 臨時遵教法, 分派法廃止 ジャコバイト, 蘇上陸に失敗 (スペイン陰謀)
- 1720 キャラコ使用禁止法 南海計画法 南海会社株暴落=南海泡沫事件  
ウォルポール内閣復帰  
Trenchard and Gordon, *Cato's Letters* (-23). Robinocracy 批判
- 1721 ウォルポール大蔵卿・内閣 (Modern Whig)  
Trenchard and Gordon, *Independent Whig.*



- 1722 愛, 新通貨 (ウッ드의半ペンス) アタベリ陰謀発覚  
Wollaston, *The Religion of Nature Delineated*.
- 1723 Mandeville, *The Fable of the Bees*, 2nd ed. (An Essay on Charity, and Charity Schools: 慈善学校を高教会派が勢力拡張に利用, これを批判⇒ミドルセックス大陪審が不穏書として摘発⇒ロンドン・ジャーナルに「弁明書」)
- 1724 Carmichael, *Supplements and Observations upon S. Pufendorf's ...*
- 1725 印紙税法 グラスゴーで麦芽税反対暴動 ウッ드의半ペンス撤回
- 1725 Hutcheson, *An Inquiry into the Original of Our Ideas of Beauty and Virtue*.
- 1726 *The Craftsman* 刊行 (-52)  
Moyle, *Constitution of Roman Government*, in *Works* (-27).  
Selden, *Opera Omnia*. 3 vols. (London)
- 1727 非国教徒免罰法 スペインと開戦 王立スコットランド銀行 ジョージ1世死去  
ジョージ2世即位
- 1729 買収禁止法 スペインと第1セビーリヤ条約  
ウェズリ兄弟, オックスフォードにフォリー・クラブ
- 1730 Bolingbroke, *Remarks on the History of England*, 連載開始 (-31)
- 1731 オーストリアとウィーン条約  
Cudworth, *A Treatise concerning Eternal and Immutable Morality*.
- 1732 ジョージア植民地
- 1733 Bolingbroke, *Dissertation upon Parties*, 連載開始 (-34)  
Voltaire, *Letters concerning the English Nations*.
- 1734 Hervey, *Ancient and Modern Liberty Stated and Compared*.  
Clarke, *Works*, 4 vols. (London)  
Voltaire, *Lettres Philosophiques*.
- 1736 スピタルフィールズでアイルランド人排斥暴動  
Harrington, *Oceana and Other Works* (with Rota), ed. Toland & Birch.  
Fletcher, *Political Works*.
- 1738 Bolingbroke, *Letters on the Study and Use of History*, ed. Pope.
- 1739 ウェズリ野外説教 スペインと開戦 (ジェンキンスの耳の戦争)  
Hume, *Treatise of Human Nature* (-40).
- 1740 オーストリア継承戦争 (~42)  
Turnbull, *A Discourse upon the Nature and Origin of Moral and Civil Laws*.  
Turnbull, *The Principles of Moral Philosophy*.
- 1741 Bolingbroke, *Idea of a Patriot King*, ed. Pope.  
Hume, *Essays, Moral and Political*.

- 1742 ウォルポール辞任
- 1744 Cumberland, *Traité philosophique de lois naturelles*.
- 1745 ジャコバイトの乱
- 1747 Hutcheson, *Short Introduction to Moral Philosophy*.  
                   1747 Burlamaqui, *The Principles of Natural and Politic Law*.(-48)
- 1748 Hume, *Essays*, 2nd ed.  
                   Fordyce, *Elements of Moral Philosophy*.  
                                   Montesquieu, *L'esprit des Loix*.  
                                   Burlamaqui, *Principes du droit naturel*. (Geneva)
- 1751 Rousseau, *Discours sur les Sciences et les Arts*.  
                                   *Encyclopedie* (-72)
- 1751 Tucker, *Reflections on the Expediency of a law for the Naturalization of foreign Protestants*.  
                   Kames, *Essays on the Principles of Morality and Natural Religion*.
- 1752 Hume, *Political Discourses*. 「理想の共和国案」
- 1753 ニューカッスル公の政府がユダヤ人帰化法（帰化手続きの簡略化と土地取得許可）提  
                   案⇒上院, 下院で採択⇒民衆の抗議運動⇒6か月で撤廃
- 1754 Bolingbroke, *Works*.  
                   Rutherford, *Institutes of Natural Law*.
- 1755 Hutcheson, *System of Moral Philosophy*. 農地法, 民兵, 抵抗権, 植民地独立  
                   John Brown, *Estimate of the Manners and Principles of the Times*.  
                                   Rousseau, *Discours sur l'Origine de l'Inégalité parmi*  
                                   *Les Hommes*.
- 1756 英仏7年戦争（~63）⇒アメリカ問題
- 1758 Kames, *Historical Law Tract*.  
                                   Quesnay, *Tableau économique*.
- 1759 Smith, *Theory of Moral Sentiment*.
- 1761 Wallace, *Various Prospects of Mankind, Nature, and Providence*.  
                                   1762 Rousseau, *Du Contrat Social*  
                                   カラス事件とヴォルテール
- 1767 Ferguson, *Essay of Civil Society*. 自由, 民兵  
                   Ferguson, *Morality of Stage Play*. 徳 virtue の教育  
                   Steuart, *Principles of Political Economy*.
- 1771 Millar, *Distinction of Ranks*.  
                                   1772 第一次ポーランド分割
- 1774 Kames, *Sketches of the History of Man*. (Patriotism, militia, civic virtue)

- Tucker, *Four tracts*.  
Sharp, *A Declaration of the People's Natural Right to a Share in the Legislature*.  
James Burgh, *Political Disquisitions* (-75).
- 1776 アメリカ独立宣言⇒戦争継続 (83 パリ講和)  
Smith, *Wealth of Nations*.  
Price, *Observations on the Nature of Civil Liberty*.  
Ferguson, *Remarks on a Pamphlet lately Published by Dr. Price...*  
Paine, *Common Sense*.  
Major John Cartwright, *Take Your Choice !*
- 1781 Ogilvie, *Essay on the Right of Property in Land*. 土地均分法  
Tucker, *A Treatise Concerning Civil Government*.
- 1783 パリ講和条約  
1785 Reid, *Essays on the Intellectual Powers of Man*.  
1787 Millar, *An Historical View of the English Government*.  
1788 Reid, *Essays on the Active Powers of Man*.  
1789 フランス革命
- 1789 Burke, *Reflections on the Revolution in France*.  
Mackintosh, *Vindiciae Gallicae*.
- 1792 Paine, *Rights of Man*.  
Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman*.  
Ferguson, *Principles of Moral and Political Science*.
- 1794 Paine, *The Age of Reason* (-95).

## 注

- 1) セッションの企画は筆者が行った。もう一人の報告者は喜多見洋氏 (大阪産業大学) で「報告2 フランスの場合 J.B. セーを通してみた啓蒙の遺産」が報告され、米田昇平氏 (下関市立大学) がコメントした。司会者は奥田敬氏 (甲南大学) であった。なお、筆者は以前の論考で、啓蒙の「包括性」あるいは「包容性」という論点に言及しているが、本稿はそれをさらに掘り下げようとしたものでもある。「啓蒙、郷土愛、国民国家」、愛知学院大学論叢『経済学研究』第4巻第2号、2017年3月、2-5頁。
- 2) 生越利昭氏の要約による。尚、生越氏には「ジョン・ロックと啓蒙の始まり」という説得的な論考がある (坂本達哉・長尾伸一編『徳・商業・文明社会』京都大学学術出版会、2015年) が、本稿はより社会史的分析である点で異っている。
- 3) ホブズでは契約は統治権 (主権者) を創設することを合意する結合契約の一度で完了するが、ロックでは結合契約のあとに統治契約がなされる。ルソーの場合は、国家は一般意思 (*volonté générale*) の指導のもとに成立する共同利害組織であり、国家のなかの個人の行動原理は自己愛から公共精神に転化されるので、相互安全装置としてのインフラストラクチャーという以上のものかもしれない。
- 4) 英語版が1年早く出た。
- 5) ヴォルテール (林達夫訳) 『哲学書簡』岩波文庫、1951年、33ページ。

- 6) そのあとは、大法官ベーコン、ロック氏、デカルトとニュートン、引力体系、ニュートン氏の光学、無限と年代学、悲劇、喜劇、文芸をたしなむ貴顕、ロチェスター卿とウォラー氏、ボウプ氏と二三の有名な詩人、文筆家に払わる尊敬、アカデミー、パスカル氏の『パンセ』、付録 パスカル標註の続き、となっている。
- 7) ヴォルテール『哲学書簡』岩波文庫、33ページ。
- 8) 同上、40-41頁。
- 9) 以上、第5信まで。
- 10) 大野真弓編『イギリス史』山川出版社、1967年、147頁
- 11) 大野真弓編、前掲書、149頁
- 12) マリオ・インフェリーゼ『禁書 グーテンベルクから百科全書まで』法政大学出版局、2017年、104-5頁。
- 13) 山田園子訳『ビヒモス』岩波文庫、2014年。
- 14) 以上、大野真弓、前掲書、168-174頁。浜林正夫『イギリス名誉革命史』上下、未来社、1981,1983年。
- 15) Jonathan I. Israel ed., *The Anglo-Dutch Moment: Essays on the Glorious Revolution and its World Impact*, Cambridge University Press, 1991.
- 16) 権利章典は、立法権・徴税権・軍事権が議会にあること、王の任免権が議会にあることを明記した。しかし、政府の執行権と大臣の任免権は国王に委ねた。したがって、議会政治としては不完全であった。議会は軍の指揮権を掌握した。宗教寛容法によってカトリック以外の非国教徒に礼拝の自由を認め、議員資格も認めたが、議員以外の公職にはつけないとした点は変わらなかった。1694年に3年会期法を定め、議員の任期を3年とし、王室法によって国王の歳入を120万ポンドとした。議会は毎年招集となった。大野真弓編、前掲書、177頁。権利請願、人身保護法、権利章典、王位継承法などは高木八尺・末次三治・宮沢俊義編『人權宣言集』岩波文庫、1957年を参照。
- 17) 浜林正夫『イギリス名誉革命史』、未来社、下、1983年、293-4頁。
- 18) アメリカ版では表題が異なり、『近代世界の創造—ブリテン啓蒙の語られざる物語』*The Creation of the Modern World—The Untold Story of the British Enlightenment*, 2000.
- 19) J. G. A. ポーコック (福田有広訳) 「〈保守的啓蒙〉の視点—英国の啓蒙と米・仏の革命」、『思想』782号、1989年7月。
- 20) Franco Venturi, *Utopia and Reform in the Enlightenment*, Cambridge University Press, 1971, pp. 52-3. 水田洋・加藤喜代志訳『啓蒙のユートピアと改革』みすず書房、1981年、18-79頁
- 21) Jonathan Israel, *Radical Enlightenment: Philosophy and the Making of Modernity, 1650-1750*, Oxford University Press, 2001. ジョナサン・イスラエル (森村敏己訳) 『精神の革命—急進的啓蒙と近代民主主義の知的起源』みすず書房、2017年 (Jonathan Israel, *A Revolution of the Mind: Radical Enlightenment and the Intellectual Origins of Modern Democracy*, Princeton University Press, 2010)。Margaret C. Jacob, *The Radical Enlightenment: Pantheists, Freemasons, and Republicans*, Allen & Unwin, 1981